堺市報道提供資料

令和４年 12 月 27 日提供

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員及び職員の服務規律の確保に努めます。

1　地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概　要	処分根拠
（1）	減給 10 分の 1 3 月	市立学校 校長 （65 歳）	令和２年４月から令和４年 10 月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、校長としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号、第２号及び第３号に該当
（2）	減給 10 分の 1 3 月	市立学校 教頭 （45 歳）	令和４年４月から令和４年 10 月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、教頭としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号、第２号及び第３号に該当
（3）	減給 10 分の 1 3 月	市立学校 教頭 （62 歳）	令和２年４月から令和４年３月までの間、「学校（園）徴収金マニュアル」等、各マニュアルに定められた事務処理について、教頭としての責務を果たさず、勤務する学校の事務職員による横領等行為を見過ごした。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号、第２号及び第３号に該当
（4）	戒告	市立学校 教諭 （55 歳）	令和４年５月 12 日（木）、体育の授業時に、児童１名の行動がふざけていると感じ、右臀部を蹴った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号、第２号及び第３号に該当
（5）	戒告	市立学校 校長 （61 歳）	事案（4）発生時において体罰と認識しながら、教育委員会事務局への即時の報告を怠った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第１項第１号、第２号及び第３号に該当

2　服務上の措置

事案（4）及び（5）に関し、教頭に対し文書訓告を行った。

3 処分日

令和４年 12 月 27 日

問い合わせ先	担　当　課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電　　話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890